

証券コード 9900
2020年6月5日

株 主 各 位

名古屋市守山区八剣二丁目118番地
株式会社サガミホールディングス
代表取締役社長 伊藤 修二

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っておりますが、全国に発出されていた緊急事態宣言が地域の状況に合わせて解除され、感染症対策を徹底することを前提として段階的に社会・経済活動を再開させる動きが見受けられます。この状況に鑑みて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前11時00分
(受付開始は午前10時00分を予定しております。)
2. 場 所 名古屋市守山区名駅四丁目3番25号
キャッスルプラザ3F 孔雀の間

開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の「第50期定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

5. 新型コロナウイルス感染症への対応につきまして

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、手指のアルコール消毒とマスクの着用をお願い等、感染拡大予防のための措置を講じてまいります。株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

感染予防対策の詳細に関しましては、同封されております「株主様へのお願いとご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sagami-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目
会社の体制および方針
 - II. 連結計算書類における「連結注記表」、「連結株主資本等変動計算書」
 - III. 計算書類における「個別注記表」、「株主資本等変動計算書」
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sagami-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日当社役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日10時30分より株主の皆様当社をよりご理解いただけますよう映像を紹介させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

同封の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取りませ

詳細につきましては
4頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては
5頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

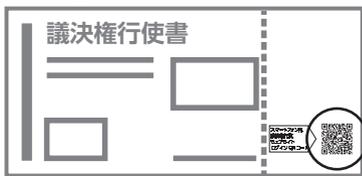
- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

● 「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

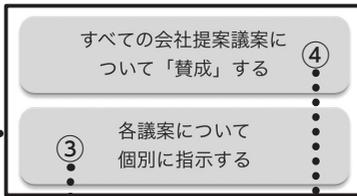


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

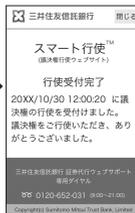


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

② ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③ パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について



0120-652-031

(9 : 00 ~ 21 : 00)

その他のご照会



0120-782-031

(平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

第 50 期 事 業 報 告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日）におけるわが国経済は、継続的な政府の経済政策や日銀の金融緩和策の効果によって、雇用情勢の改善を中心に緩やかな景気回復基調で推移したものの、相次ぐ自然災害や消費増税による消費マインドへの影響に加え、新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える甚大な影響により、景気の先行きは極めて厳しく不安定な状況にあるといえます。

外食産業におきましても、原材料価格や物流コストの上昇、継続的な人材関連コストの上昇、消費志向やライフスタイルの変化に加え、2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大規模イベントの中止や外出自粛要請等の影響を受け、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような環境のもと当社グループは、お客様起点思考の視座をグループ全社で堅持しながら、店舗の改革を進めると共に、当社ビジョン「No.1 Noodle Restaurant Company」を共有し、①事業基盤の強化②収益力の向上③成長戦略の推進を柱に「事業基盤の強化」を最重点課題として取り組んでまいりました。

また、成長戦略の一環として、国内において主に関東圏と中部圏への出店に注力していく方針のもと、主力業態である「和食麺処サガミ」を石川県に1店舗、愛知県に1店舗、埼玉県に1店舗の合計3店舗、どんどん庵1店舗を出店いたしました。海外においては、ベトナムに1店舗の出店を行い、国内外合わせて5店舗の出店となりました。

各事業部門の概況は次のとおりであります。

外食事業

(a) 和食麺類部門

和食麺類部門では、売上高17,131百万円となり、連結売上高の64.7%を占め、引き続き当社の主力部門として位置づけられております。

当社主力業態である「和食麺処サガミ」において、全店販売促進企画として「クーポン券配布企画」を3回、「大感謝祭」を3回、「料理フェア」を7回、生ビールキャンペーンを1回実施いたしました。広告宣伝として、季節メニューをピックアップしたテレビCMを6回実施したことに加え、新たな取り組みとしてSKE48メンバーによる商品PR動画（YouTube）『話食推しメン処サガミ』を毎月1話、計12話（1話×3回、合計36回）リリースいたしました。また、5月1日は全店一斉休業を実施、2月25日に政府発表の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、3月より80店舗の営業時間短縮を実施いたしました。これにより、既存店売上高は前年同一期間に対して1.4%減となり、既存店客数は前年同一期間に対して1.6%減、客単価が前年同一期間に対して0.2%増となりました。店舗関係では、「和食麺処サガミ 金沢松村店」（5月）を石川県金沢市に出店し、「和食麺処サガミ 甚目寺店」（3月）を愛知県あま市、「和食麺処サガミ 東川口店」（3月）を埼玉県川口市に出店いたしました。一方で、契約満了により「和食麺処サガミ いずみ中央店」（4月）、「和食麺処サガミ 厚木文化会館前店」（9月）、「和食麺処サガミ 金沢文庫店」（12月）を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数は135店舗であります。

(b) 味の民芸部門

味の民芸部門では、売上高5,604百万円となり、連結売上高の21.1%を占めております。

手延べうどんと和食の「味の民芸」においては、「料理フェア」を9回、「スクラッチカード配布企画」を7回、「改元記念メニュー」、「うどん食べ放題企画」、「感謝祭」を各1回実施いたしました。店舗関係では、「味の民芸 小田原店」（5月）、「味の民芸 桐生店」（3月）を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み55店舗であります。

(c) どんどん庵部門

どんどん庵部門では、売上高919百万円となり、連結売上高の3.4%を占めております。

セルフサービス方式の「どんどん庵」においては、全店販売促進企画として「料理フェア」を9回実施したほか「どんどん祭」を3回実施いたしました。店舗関係では、「どんどん庵 豊田逢妻店」(5月)を愛知県豊田市に出店し、「どんどん庵 神の倉店」(6月)を愛知県名古屋市緑区に業態転換で出店、「どんどん庵 イオンタウン名古屋西店」(3月)を愛知県名古屋市西区に業態転換で出店いたしました。一方で、契約満了により「どんどん庵 イオン上飯田店」(2月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み36店舗であります。

(d) その他の部門

その他の部門では、売上高2,650百万円となり、連結売上高の10.0%を占めております。

その他の部門では、団欒食堂「あいそ家」において、「料理フェア」を7回、「東邦高校優勝企画」を1回、「感謝祭」を2回実施したほか、大型セルフうどん店「製麺大学」においては、「料理フェア」を8回、折込みチラシによるお客様感謝企画を2回実施いたしました。国内店舗関係では、「濱町上大岡店」(6月)、「水山 丸の内オアゾ店」(7月)、「たい夢 長良店」(10月)を閉鎖いたしました。海外店舗関係では、ベトナムに「水山 タイバンルン店」(4月)を出店いたしました。一方で、「SAGAMI トンロー店」(12月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み35店舗であります。

その他の事業

保険サービス・メンテナンスサービス部門および不動産賃貸部門

保険サービス・メンテナンスサービス部門および賃貸物件の受取家賃による売上高は131百万円となりました。

なお、当社は、2019年7月1日に、当社の連結子会社である株式会社サガミマネジメントサポートが営む保険代理店事業を株式会社トータル保険サービスに譲渡いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,437百万円（前年対比0.7%減）、営業利益は55百万円（前年対比92.2%減）、経常利益は60百万円（前年対比92.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,365百万円となり、当期末のグループ店舗数は261店舗となりました。

以上のような状況と新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の状況に鑑みて、現時点におきましては、内部留保の充実を図り、不測の事態が生じた場合の経営と雇用の安定化に備えることが株主共通の価値につながるものと考え、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたします。

事業部門別売上高は以下のとおりであります。

事業部門等の名称		売上高	構成比
外食事業	和食麺類部門	17,131,168 <small>千円</small>	64.7 %
	味の民芸部門	5,604,086	21.1
	どんだん庵部門	919,653	3.4
	その他の部門	2,650,852	10.0
その他の事業		131,617	0.8
合計		26,437,378	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,395百万円であり、主な内容は和食麺処部門3店舗、その他の部門2店舗の新規出店および店舗の改装、改修であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2019年7月1日に、当社の連結子会社である株式会社サガミマネジメントサポートが営む保険代理店事業を株式会社トータル保険サービスに譲渡いたしました。

④ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、異業種との競争などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、いまだ収束の目処は立たず、厳しい環境が続くものと予測されます。当社グループは、お客様及び従業員の安全を最優先に考え、あらゆる取り組みを進めるとともに、店舗休業や営業時間短縮などによる収益影響を最低限に抑えるための取り組みを随時実施しております。このような環境下においても、基本指針である、お客様起点の視座を堅持しながら、「事業基盤の強化」「収益力の向上」「成長戦略の推進」、CSV(Creating Shared Value)経営の推進に取り組んでまいります。具体的には、従前より取り組んでいたCSRの取り組みを進化させ、ESG(Environment, Social, Governance)の取り組みを強化いたします。

営業店舗においては、テイクアウトやデリバリーなど、新たな販路を拡大するとともに、国内にて、主力業態である「和食麺処サガミ」「味の民芸」および小型FC業態の新店、海外にて、ASEANを中心に新店を着実に進めてまいります。現時点におきましては、全国に発出されていた緊急事態宣言が地域の状況に合わせて解除され、段階的に社会・経済活動を再開させる動きが見受けられます。感染症影響の長期化を見据え、当社グループは、内部留保の充実を図り、不測の事態が生じた場合の経営と雇用の安定化に備えるとともに、更なる事業基盤の強化を進め、収益構造の改善を図ってまいります。

当社は2020年3月4日に創業50周年を迎えることが出来ました。これもひとえに株主の皆様をはじめとするお客様、関係各位のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。当社の経営理念である「私たちは、「食」と「職」の楽しさを創造し、地域社会に貢献します～すべては みんなのゆたかさ笑顔のために～」の具現化のために、今後もESGの取り組みを進め、環境、社会、企業統治の観点から企業価値を高めるとともに、企業と顧客、そして社会の三方よしの経営である「CSV(共有価値の創造)経営」を推進し、全力を傾注し株主の皆様へ、安定した還元を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 47 期 (2016年度)	第 48 期 (2017年度)	第 49 期 (2018年度)	第 50 期 (当連結会計年度) (2019年度)
売 上 高 (千円)	25,937,761	26,184,223	26,636,971	26,437,378
経 常 利 益 (千円)	885,702	960,962	765,034	60,631
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	586,135	597,124	76,524	△1,365,975
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	22円19銭	22円66銭	2円90銭	△51円83銭
1株当たり純資産額	524円17銭	534円64銭	533円42銭	474円79銭
総 資 産 (千円)	18,512,045	18,175,316	19,845,171	18,570,189
純 資 産 (千円)	13,813,878	14,089,582	14,057,405	12,526,904

(注) 第50期

当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

株式給付信託(BBT)を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式を1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サガミレストランツ株式会社	50,000千円	100.00%	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導
味の民芸フードサービス株式会社	50,000千円	100.00%	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導
株式会社サガマネジメントサポート	10,000千円	100.00%	グループの管理業務 店舗設備メンテナンス業
株 式 会 社 サ ガ ミ フ ー ド	70,000千円	100.00%	輸出入業務 食材の仕入・製造業務
サガミインターナショナル株式会社	10,000千円	100.00%	海外事業の統括
SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD.	4,750千米ドル	100.00%	海外事業（ASEAN）の 統括
BANGKOK SAGAMI CO., LTD.	4,000千バーツ	69.09%	飲食店の経営
NADEERA GLOBAL CO., LTD.	600千バーツ	49.00%	関係会社への投資
VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY	6,490,600千ドン	100.00%	飲食店の経営
SAGAMI ITALIA S. R. L.	528千ユーロ	51.00%	飲食店の経営

(注) 株式会社サガマネジメントサポートは自己株式を75%所有しております。

(4) 主要な事業内容

当社グループは、「和食麵処サガミ」手延べうどんと和食「味の民芸」、手延べうどん「水山」のほか、団欒食堂「あいそ家」、セルフサービス方式「どんどん庵」、大型セルフ店「製麵大学」、日本料理「濱町」「さがみ庭」、とんかつ専門店「かつたに」を経営することを主要な事業としております。

(5) 主要な営業所および工場

① 当社の事業所および工場

本	社	名古屋市守山区八剣二丁目118番地
工	場	飛島工場 愛知県海部郡飛島村
		尾西工場 愛知県一宮市
		入間工場 埼玉県入間市

当社は、2019年7月9日付で本店所在地を「名古屋市守山区森孝一丁目1709番地」から「名古屋市守山区八剣二丁目118番地」へ変更しております。

② 子会社の事業所および工場

サガミレストランズ株式会社	(本社	名古屋市)
味の民芸フードサービス株式会社	(本社	東京都立川市)
株式会社サガミマネジメントサポート	(本社	名古屋市)
株式会社サガミフード	(本社	名古屋市)
サガミインターナショナル株式会社	(本社	名古屋市)
SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD.	(本社	Singapore)
BANGKOK SAGAMI CO., LTD.	(本社	Thailand)
NADEERA GLOBAL CO., LTD.	(本社	Thailand)
VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY	(本社	Vietnam)
SAGAMI ITALIA S. R. L.	(本社	Italy)

③ 当社および子会社の営業店舗数

所在地	事業部門	和食麺類部門	味の民芸部門	どんどん庵部門	その他の部門	計
		店	店	店	店	店
愛知県		47	—	32	16	95
三重県		13	—	1	2	16
岐阜県		20	—	3	3	26
福井県		1	—	—	—	1
石川県		2	—	—	—	2
富山県		3	—	—	—	3
奈良県		3	—	—	—	3
大阪府		6	—	—	—	6
京都府		2	—	—	—	2
滋賀県		8	—	—	—	8
兵庫県		1	2	—	—	3
岡山県		—	3	—	—	3
埼玉県		6	3	—	—	9
山梨県		—	1	—	—	1
静岡県		16	1	—	—	17
長野県		—	—	—	1	1
千葉県		—	8	—	—	8
神奈川県		3	11	—	2	16
群馬県		—	1	—	—	1
栃木県		—	3	—	1	4
東京都		4	22	—	6	32
タイ王国		—	—	—	1	1
ベトナム		—	—	—	2	2
イタリア		—	—	—	1	1
合計		135	55	36	35	261
前連結会計年度 末比増減		±0	-2	+2	-5	-5

(6) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
617名	22名増

(注) 上記のほか、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間、1ヵ月22日換算）は3,015名であります。なお、臨時従業員には、派遣社員を除いております。

(7) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
株式会社愛知銀行	811,913
株式会社三菱UFJ銀行	850,006
株式会社大垣共立銀行	231,600
株式会社京都銀行	171,440
株式会社みずほ銀行	136,654

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 26,501,784株
(2) 株主数 17,105名
(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
昭 和 産 業 株 式 会 社	11,940	4.50
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	10,320	3.89
株 式 会 社 愛 知 銀 行	9,239	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,286	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	5,329	2.01
株 式 会 社 昭 和	4,339	1.63
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3,990	1.50
サ ガ ミ 共 栄 会	3,899	1.47
大 嶋 つ き 子	3,754	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,564	1.34
合 計	62,662	23.65

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、自己株式として16,841株を所有しております。
3. 当社は、株式給付信託 (BBT) を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が130,700株を所有しておりますが、ここでは上記自己株式に含めておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼最高経営責任者 (CEO)	鎌 田 敏 行	サガミレストランツ株式会社 代表取締役会長 サガミインターナショナル株式会社 取締役 味の民芸フードサービス株式会社 取締役
代表取締役社長兼 最高執行責任者 (COO)	伊 藤 修 二	サガミレストランツ株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	大 西 尚 真	サガミレストランツ株式会社 取締役 味の民芸フードサービス株式会社 代表取締役社長 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役
取締役執行役員	長谷川 喜 昭	サガミレストランツ株式会社 取締役 サガミインターナショナル株式会社 代表取締役社長 SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. CEO SAGAMI ITALIA S. R. L. CEO VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役 BANGKOK SAGAMI CO., LTD. 取締役 NADEERA GLOBAL CO., LTD. 取締役 共 栄 株 式 会 社 取 締 役
取締役執行役員	鷲 津 年 春	営 業 担 当 サガミレストランツ株式会社 取締役
取 締 役	遠 藤 良 治	サツドラホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	川 瀬 千 賀 子	株式会社川瀬電気工業所代表取締役会長
取締役常勤監査等委員	伊 垣 政 利	
取締役監査等委員	神 谷 俊 一	弁護士 株式会社中外 社外監査役 東海ソフト株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役監査等委員	村 上 貴 子	公認会計士 公認会計士村上貴子事務所所長

- (注) 1. 取締役遠藤良治、川瀬千賀子、神谷俊一および村上貴子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、各氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 遠藤良治、川瀬千賀子、神谷俊一、村上貴子の各氏が兼務している他の法人と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
5. 監査等委員である村上貴子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役大西尚真氏は2020年4月1日付で当社取締役専務執行役員に就任しております。
7. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

就任 (2019年6月27日付)

取締 役 長谷川 喜昭
取締 役 鷲津 年春

退任

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
常勤監査役	長屋 昇	サガミレストランズ株式会社 監査役 味の民芸フードサービス株式会社 監査役 株式会社サガミフード 監査役 株式会社サガミマネジメントサポート 監査役	2019年6月27日
取締役常勤監査等委員	伊垣 政利		2020年3月31日

なお、取締役伊垣政利氏は、辞任による退任であります。

退任に伴い、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになることから、補欠の監査等委員であった古川賢一郎氏が2020年4月1日付で社外取締役常勤監査等委員に就任しております。

(2) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	遠 藤 良 治	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
取 締 役	川 瀬 千 賀 子	当期開催の取締役会15回のうち、13回に出席し、発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	神 谷 俊 一	当期開催の取締役会15回、監査役会2回、監査等委員会4回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	村 上 貴 子	当期開催の取締役会15回、監査役会2回、監査等委員会4回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的知見に基づき、発言を適宜行っております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 (監査等委員を除く)	8名	66,066千円 (うち社外	2名	5,940千円)
取締役 (監査等委員)	3名	19,584千円 (うち社外	2名	3,960千円)
監査役	3名	3,300千円 (うち社外	2名	1,320千円)

(注) 上記支給額には、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において承認され、当事業年度に計上した当社グループの取締役に対する株式給付引当金繰入額3,856千円は含まれておりません。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

- ① 報酬等の額 27,000千円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27,000千円

(注) 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から提出された情報に基づき、当事業年度の会計監査人の監査計画、監査時間及び報酬額の見積りを確認し、その妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. その他会社の状況に関する重要な事項

当社は、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,079,570	流 動 負 債	3,444,104
現金及び預金	4,485,255	支払手形及び買掛金	581,686
受取手形及び売掛金	344,436	一年内返済予定の長期借入金	487,932
商品及び製品	107,273	未払金	1,779,337
原材料及び貯蔵品	487,717	未払法人税等	58,754
前払費用	271,160	賞与引当金	135,893
その他	384,538	未払費用	157,174
貸倒引当金	△809	店舗閉鎖損失引当金	19,225
固 定 資 産	12,490,618	その他	224,100
有 形 固 定 資 産	9,453,959	固 定 負 債	2,599,181
建物及び構築物	2,264,241	長期借入金	1,789,298
機械装置及び運搬具	393,223	長期未払金	199,386
器具及び備品	116,007	株式給付引当金	23,235
リース資産	36,933	退職給付に係る負債	2,677
土地	6,535,205	資産除去債務	464,589
建設仮勘定	108,347	預り保証金	83,662
無 形 固 定 資 産	563,166	その他	36,333
借地権	63,650	負 債 合 計	6,043,285
のれん	402,634	純 資 産 の 部	
その他	96,882	株 主 資 本	12,459,599
投 資 其 他 の 資 産	2,473,491	資本金	7,178,109
投資有価証券	637,569	資本剰余金	4,280,379
長期貸付金	112,943	利益剰余金	1,184,507
長期差入保証金	1,543,496	自己株式	△183,395
繰延税金資産	19,120	その他の包括利益累計額	53,176
その他	160,362	その他有価証券評価差額金	63,206
資 産 合 計	18,570,189	為替換算調整勘定	△10,030
		非 支 配 株 主 持 分	14,127
		純 資 産 合 計	12,526,904
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,570,189

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		26,437,378
売上原価		8,239,468
売上総利益		18,197,910
販売費及び一般管理費		18,142,695
営業利益		55,215
営業外収益		
受取利息・配当金	20,115	
雑益	43,467	63,583
営業外費用		
支払利息	3,457	
貸倒損	46,042	
雑損	8,667	58,167
経常利益		60,631
特別利益		
事業譲渡益	80,000	
保険解約益	14,000	
投資有価証券売却益	25,300	
その他の特別利益	242	119,542
特別損失		
固定資産除却損	6,231	
減損損	1,278,991	
その他の特別損失	1,352	1,286,575
税金等調整前当期純損失(△)		△1,106,402
法人税、住民税及び事業税	80,308	
法人税等還付税額	△9,698	
法人税等調整額	204,232	274,842
当期純損失(△)		△1,381,245
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△15,269
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,365,975

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 サガミホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次[®]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝[®]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サガミホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,493,996	流動負債	1,527,363
現金及び預金	1,893,239	買掛金	86
現前払費用	156,308	一年内返済予定の長期借入金	454,608
未収入金	1,162,605	未払金	715,904
短期貸付	270,000	未払法人税等	28,771
その他	11,843	未払費用	39,727
固定資産	12,445,899	預り金	139,053
有形固定資産	8,308,365	賞与引当金	111,411
建物	1,687,442	その他	37,800
構築物	190,200	固定負債	2,190,152
機械装置	323,335	長期借入金	1,747,005
車両運搬具	364	株式給付引当金	23,235
器具及び備品	86,744	資産除去債務	371,765
リース資産	33,696	預かり保証金	34,550
土地	5,881,608	その他	13,597
建設仮勘定	104,972	負債合計	3,717,516
無形固定資産	150,205	純資産の部	
借地権	63,650	株主資本	12,159,173
電話加入権	11,302	資本剰余金	7,178,109
ソフトウェア資産	72,011	資本剰余金	4,280,379
ソートス資産	1,943	資本準備金	4,280,379
施設利用権	1,298	利益剰余金	884,080
投資その他の資産	3,987,328	利益準備金	378,933
投資有価証券	637,569	その他利益剰余金	505,147
関係会社株	1,707,522	繰越利益剰余金	505,147
資金	392	自己株式	△183,395
長期貸付金	573,803	評価・換算差額等	63,206
長期差入保証金	949,304	その他有価証券評価差額金	63,206
長期前払費用	35,446	純資産合計	12,222,380
繰延税金資産	19,075	負債・純資産合計	15,939,896
その他	64,214		
資産合計	15,939,896		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		2,576,933
売上原価		1,987,510
売上総利益		589,422
販売費及び一般管理費		591,495
営業損失(△)		△2,072
営業外収益		
受取利息・配当金	20,422	
雑益	1,615	22,037
営業外費用		
支払利息	3,340	
雑損	5,629	8,970
経常利益		10,995
特別利益		
保険解約利益	39,300	
その他の特別利益	242	39,542
特別損失		
固定資産除却損失	5,027	
減損損失	990,674	
その他の特別損失	115	995,817
税引前当期純損失(△)		△945,280
法人税、住民税及び事業税	△5,681	
法人税等調整額	67,390	61,708
当期純損失(△)		△1,006,989

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 サガミホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤田 吉孝[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サガミホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制・監査部門と連携の上、重要な会議における意思決定の過程及び内容を調査し取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社サガミホールディングス 監査等委員会

監査等委員長 神谷 俊一 ㊟

常勤監査等委員 古川 賢一郎 ㊟

監査等委員 村上 貴子 ㊟

- (注) 1. 監査等委員長 神谷俊一、監査等委員 古川賢一郎及び監査等委員 村上貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2019年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かま だ とし ゆき 鎌 田 敏 行 (1949年3月25日生)	1974年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1989年4月 同社食料開発室外食産業チーム長 1999年10月 同社テルアビブ事務所長 2004年4月 同社生鮮・食材部門長代行 2005年10月 同社総本社先端技術戦略室長代行 2007年3月 当社出向 管理本部長 2008年3月 業務改革推進室長 2008年4月 取締役業務改革推進室長 2009年1月 取締役開発本部担当 2009年4月 常務取締役開発本部担当 2010年4月 常務取締役事業開発本部担当 2011年1月 代表取締役社長 2012年1月 上海盛賀美餐飲有限公司董事長 2012年10月 HONG KONG SAGAMI CO., LTD. CEO 2013年6月 SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. CEO 2014年1月 味の民芸フードサービス株式会社 取締役 2014年6月 サガミインターナショナル株式会社 代表取締役社長 2015年4月 株式会社サガミマスターズ 取締役 2016年1月 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役 2017年4月 代表取締役会長 兼最高経営責任者(CEO)(現任) 2018年9月 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランズ株式会社) 代表取締役会長 2018年12月 SAGAMI ITALIA S. R. L. CEO 2019年4月 サガミインターナショナル株式会社 取締役 (現任) SAGAMI ITALIA S. R. L. COO	28,800株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	伊藤 修二 (1955年11月9日生)	1991年1月 当社入社 2004年1月 総務部長 2005年1月 総務人事部長 2008年1月 管理本部担当兼総務人事部長 2008年4月 取締役管理本部担当兼総務人事部長 2009年1月 取締役管理本部担当兼総務人事部長 兼不動産管理部長 2009年6月 共栄株式会社取締役 2011年1月 取締役営業本部担当 2011年4月 常務取締役営業本部担当 2012年1月 常務取締役営業担当 2013年4月 専務取締役営業担当 2014年4月 代表取締役副社長営業担当兼管理担当 株式会社サガミサービス (現株式会社サガミマネジメント サポート) 代表取締役社長 2015年4月 取締役製造・物流担当 株式会社サガミフード 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役社長 兼最高執行責任者 (COO) (現任) 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランツ株式会社) 代表取締役社長	24,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">おおにしひさし 大西尚真 (1962年12月19日生)</p>	<p>1982年3月 当社入社 1999年1月 第3運営部長 2001年1月 第2運営部長 2002年1月 新業態運営部長 2003年1月 第1運営本部長 2004年1月 第4運営部長 2005年1月 中京第1運営部長 2006年1月 中京運営部長 2007年1月 第1営業本部担当 2007年4月 取締役第1営業本部担当 2008年4月 取締役営業統括担当 兼第1営業本部担当 2009年1月 取締役営業本部担当 2009年4月 常務取締役営業本部担当 2011年1月 常務取締役管理本部担当 2012年1月 取締役 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランツ株式会社) 代表取締役社長 2013年6月 常務執行役員 2014年1月 味の民芸フードサービス株式会社 代表取締役副社長 2015年1月 味の民芸フードサービス株式会社 代表取締役社長(現任) 2017年3月 株式会社サガミマイスターズ 代表取締役社長 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役(現任) 2017年6月 取締役常務執行役員 2018年9月 株式会社ディー・ディー・エー 取締役 2020年4月 取締役専務執行役員(現任)</p>	8,000株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>はせがわ よしあき 長谷川 喜 昭 (1964年11月5日生)</p>	<p>1984年10月 当社入社 2005年1月 管理部長 2007年1月 内部統制準備室長 2008年1月 内部統制室長 2010年4月 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランズ株式会社) 監査役 2011年1月 経営企画室長 2012年1月 経営企画部グループマネージャー 2012年7月 執行役員経営企画部 グループマネージャー 2013年6月 取締役経営企画担当 共栄株式会社取締役(現任) 味の民芸フードサービス株式会社 監査役 2015年4月 取締役営業担当 2017年6月 取締役執行役員営業担当 2018年4月 取締役執行役員管理担当 株式会社サガミマネジメント サポート代表取締役社長 2018年9月 執行役員管理担当 株式会社ディー・ディー・エー 取締役 2019年4月 執行役員 サガミインターナショナル株式会社 代表取締役社長(現任) SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. CEO (現任) SAGAMI ITALIA S. R. L. CEO(現任) VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役(現任) BANGKOK SAGAMI CO., LTD. 取締役(現任) NADEERA GLOBAL CO., LTD. 取締役(現任) 2019年6月 取締役執行役員(現任)</p>	9,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	おし づ とし はる 鷲 津 年 春 (1968年12月29日生)	1985年3月 当社入社 2007年1月 中京西運営部長 2009年1月 中京第2運営部長 2011年1月 中京第2営業部長 2012年1月 管理部長 2013年4月 株式会社サガミサービス取締役 2013年7月 執行役員 2014年1月 管理統合推進部長 2015年6月 株式会社サガミサービス専務取締役 株式会社サガミマネジメントサポート 代表取締役社長 2017年6月 取締役執行役員管理担当 2018年4月 取締役執行役員営業担当 2018年9月 執行役員営業担当 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランズ株式会社) 取締役 2019年6月 取締役執行役員営業担当 2020年4月 取締役執行役員(現任) サガミレストランズ株式会社 代表取締役社長(現任)	500株
6	えん どう よし はる 遠 藤 良 治 (1948年3月21日生)	1971年4月 株式会社西武百貨店入社 1991年9月 同社関連事業部付部長 1996年8月 株式会社ロフト取締役 2002年3月 同社取締役常務執行役員 2008年3月 同社代表取締役常務執行役員 2008年5月 同社代表取締役社長執行役員社長 2013年9月 同社顧問 2014年5月 株式会社サッポロドラッグストア 社外取締役 2015年6月 当社取締役(現任) 2016年8月 サツドラホールディングス株式会社 社外取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	かわせちかこ 川瀬千賀子 (1955年5月23日生)	1977年4月 株式会社すかいらく人事部 採用担当 社内報制作担当 1983年4月 同社商品開発部 メニュー告知媒体制作担当 商品開発担当 1985年10月 ダイアル・サービス株式会社 生活科学研究所 研究員 1987年8月 株式会社ラノップ セールスプロモーション企画制作 プロデューサー 1997年6月 株式会社川瀬電気工業所 監査役 2010年7月 同社 代表取締役会長 (現任) 2018年6月 当社取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 遠藤良治氏および川瀬千賀子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 各取締役候補者(社外取締役候補者を除く。)の選任理由
- ①鎌田敏行氏は、2011年1月に当社代表取締役社長に就任以来、経営者として強いリーダーシップを発揮してまいりました。海外駐在経験もあり、国際的な事業展開や経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、2017年4月には当社代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO)に就任しました。引き続き当社のグループ経営の推進や海外事業の推進、コーポレートガバナンスの強化を進めていく上で、取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。
- ②伊藤修二氏は、2017年4月に当社代表取締役社長兼最高執行責任者(COO)に就任いたしました。取締役として当社の管理部門、営業部門、製造・物流部門を担当した経験と経営全般に対する豊富な知識も有しており、更なる経営の迅速化の推進のため、取締役として適任と判断し、取締役候補者となりました。
- ③大西尚真氏は、2015年1月から当社の子会社である味の民芸フードサービス株式会社の代表取締役社長を務めております。取締役として当社の営業部門、管理部門を担当した経験も有しており、味の民芸フードサービス株式会社の更なる売上向上、収益拡大、意識改革に引き続き取り組んでいくため、取締役として適任と判断し、取締役候補者となりました。
- ④長谷川喜昭氏は、2019年4月から当社の子会社であるサガミインターナショナル株式会社の代表取締役社長を務めております。取締役として当社の経営企画部門、営業部門、管理部門を担当した経験を活かし、当社の海外事業を推進するため、取締役として適任と判断し、取締役候補者となりました。

- ⑤鷲津年春氏は、2018年4月から主に当社の主力業態である「和食麺処サガミ」の担当を務めており、本年4月には当社子会社のサガミレストランズ株式会社代表取締役社長に就任いたしました。取締役として当社の管理部門、営業部門を担当した経験も有しております。営業部門の意識改革に取り組み、おもてなしの向上や人材育成に取り組むなど、取締役として適任と判断し、取締役候補者となりました。
4. 各社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由
- ①遠藤良治氏は、長年にわたる流通業界の経営者としての幅広い見識と経験を当社の経営全般に反映していただくため社外取締役として選任を願います。なお、当社は同氏が社外取締役を兼務しているサツドラホールディングス株式会社とは重要な取引その他の関係はございません。
- ②川瀬千賀子氏は、長年にわたるサービス業界での経験や監査役、経営者としての幅広い見識と知見を当社経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任を願います。なお、当社は同氏が代表取締役会長を兼務している株式会社川瀬電気工業所とは重要な取引その他の関係はございません。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
遠藤良治氏の社外取締役在任期間は、本総会最終時点において5年、川瀬千賀子氏は2年であります。
- (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、遠藤良治氏および川瀬千賀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
なお、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
5. 遠藤良治氏および川瀬千賀子氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
<p>なが 長</p> <p>や 屋</p> <p>のぼる 昇</p> <p>(1964年12月29日生)</p>	1987年4月 当社入社	6,400株
	2003年1月 第3運営部長	
	2004年1月 第5運営部長	
	2005年1月 商品企画部長	
	2007年1月 第2営業本部担当兼関西運営部長	
	2007年4月 取締役第2営業本部担当兼関西運営部長	
	2008年4月 取締役第2営業本部担当	
	2009年1月 取締役営業本部担当	
	2012年1月 取締役管理担当	
	2013年4月 取締役	
	株式会社サガミサービス	
	(現株式会社サガミマネジメントサポート)	
	代表取締役	
	2014年4月 取締役	
株式会社ディー・ディー・エー		
(現サガミレストランズ株式会社) 代表取締		
役		
2017年4月 取締役経営企画担当		
2017年6月 監査役		
2017年6月 味の民芸フードサービス株式会社		
監査役 (現任)		
2017年6月 サガミインターナショナル株式会社		
監査役 (現任)		
2017年6月 株式会社サガミマネジメントサポート		
監査役 (現任)		
2018年9月 サガミレストランズ株式会社		
監査役 (現任)		
2019年4月 株式会社サガミフード監査役 (現任)		

(注)1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の監査等委員である取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

長屋昇氏は当社取締役として営業・管理・経営企画などの部門を担当され、2017年6月以降は、当社の子会社監査役を務めております。監査役として、専門的な知識・経験を有しており、その専門的知識・経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

以上

第50期定時株主総会会場のご案内

会場：名古屋市中村区名駅四丁目3番25号

キャッスルプラザ3F 孔雀の間

会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

交通：○JR、地下鉄、近鉄、名鉄、市バスをご利用の方

名古屋駅から徒歩5～10分（ユニモール地下街11番出口すぐ）

※会場や会場周辺に有料駐車場はございますが、当社として駐車場のご用意をいたしておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

